

28 食品衛生施設数及び監視指導数（2-2）

（平成19年度第3四半期分）

業 種	前 期 末 数	許 可	廃 止	今 期 末 数	監 視 指 導 数
みそ製造業	32	1	-	33	23
しょう油製造業	9	-	-	9	12
ソース類製造業	62	-	2	60	34
酒類製造業	34	3	1	36	35
豆腐製造業	1,292	5	17	1,280	566
納豆製造業	21	-	-	21	2
めん類製造業	748	20	13	755	395
そう菜製造業	1,210	91	20	1,281	1,113
かん詰又はびん詰食品製造業	41	1	-	42	27
添加物製造業	141	2	1	142	35
食品製造業等取締条例に 規定する営業	39,786	1,447	1,359	39,874	24,313
行 商	1,392	240	274	1,358	998
製 造 業	1,942	59	35	1,966	1,220
食 料 品 等 販 売 業	30,037	1,068	1,018	30,087	18,356
卵 選 別 包 装 業	137	1	1	137	71
給 食 施 設	6,278	79	31	6,326	3,668
食品衛生法施行細則第16条 に規定する届出業種等	155,043	4,028	4,098	154,973	56,743
食 品 製 造 業	6,206	1,621	1,615	6,212	3,717
食 品 販 売 業	132,558	2,381	2,441	132,498	47,679
食 器 具 容 器 包 装 及 び おもちの製造販売業	7,924	9	14	7,919	3,370
添 加 物 の 製 造 販 売 業	8,188	17	28	8,177	1,975
乳 さ く 取 業	167	-	-	167	2
東京都ふぐの取扱い規制 条例に規定する営業	6,245	468	242	6,471	9,958

注1. 卵別包装業は、平成13年10月1日から対象

注2. 平成13年10月1日から対象となった液卵製造業は、食品製造業等取締条例に規定する営業の製造業に含む。

資料：健康安全室健康安全課